

教第25号議案

神戸市教育委員会会議規則及び神戸市教育委員会公告式に関する規則の一部を改正する規則について

神戸市教育委員会会議規則及び神戸市教育委員会公告式に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和3年7月20日提出

神戸市教育委員会事務局
事務局長 長谷川 達也

理由

教育委員会会議の会議録及び教育委員会規則における教育長の署名を不要とするに当たり、規則を改正する必要があるため。

神戸市教育委員会会議規則及び神戸市教育委員会公告式に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年 月 日

神戸市教育委員会
教育長

神戸市教育委員会規則第 号

神戸市教育委員会会議規則及び神戸市教育委員会公告式に関する規則の一部を改正する規則

(教育委員会会議規則の一部改正)

第1条 神戸市教育委員会会議規則(平成7年10月教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(会議録) 第11条 会議の次第は、会議録に記載する。 2, 3 [略] 4 会議録には、 <u>教育長名を記入する</u> ものとする。	(会議録) 第11条 会議の次第は、会議録に記載する。 2, 3 [略] 4 会議録には、 <u>教育長が署名する</u> ものとする。

(教育委員会公告式に関する規則の一部改正)

第2条 神戸市教育委員会公告式に関する規則(昭和23年11月教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第2条 委員会規則は、 <u>教育長名を記入し</u> 、すみやかに公布するものとする。	第2条 委員会規則は、 <u>教育長が署名し</u> 、すみやかに公布するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。